

議第5号

## 下呂市基金条例の一部を改正する条例について

下呂市基金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

下呂市長 山内 登

### 提 案 理 由

目的の類似する基金を統合することにより、基金をより効果的に活用するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(設置)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">基金の名称</th> <th style="width: 40%;">設置の目的</th> <th style="width: 40%;">積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(5) <u>下呂市ふるさと農林水産基金</u></td> <td style="vertical-align: top;"><u>農林水産振興、土地改良施設等利活用の支援及び農村社会の活性化を推進するため</u></td> <td style="vertical-align: top;">市長が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(6)～(14) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(15) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	設置の目的	積立額	(1)～(4) (略)			(5) <u>下呂市ふるさと農林水産基金</u>	<u>農林水産振興、土地改良施設等利活用の支援及び農村社会の活性化を推進するため</u>	市長が定める額	(6)～(14) (略)			(15) (略)			<p>(設置)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">基金の名称</th> <th style="width: 40%;">設置の目的</th> <th style="width: 40%;">積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(5) <u>下呂市農林水産基金</u></td> <td style="vertical-align: top;"><u>農林水産振興と農村社会の活性化を推進するため</u></td> <td style="vertical-align: top;">市長が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(6)～(14) (略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(15) <u>下呂市災害援護基金</u></td> <td style="vertical-align: top;"><u>下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年下呂市条例第83号）に規定する資金に充てるため</u></td> <td style="vertical-align: top;">市長が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(16) (略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(17) <u>下呂市ふるさと農村活性化対策基金</u></td> <td style="vertical-align: top;"><u>土地改良施設等の利活用に係る集落共同活動を支援するため</u></td> <td style="vertical-align: top;">基金の額は、4,600万円とし、予算の定めるところにより、追加し</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	設置の目的	積立額	(1)～(4) (略)			(5) <u>下呂市農林水産基金</u>	<u>農林水産振興と農村社会の活性化を推進するため</u>	市長が定める額	(6)～(14) (略)			(15) <u>下呂市災害援護基金</u>	<u>下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年下呂市条例第83号）に規定する資金に充てるため</u>	市長が定める額	(16) (略)			(17) <u>下呂市ふるさと農村活性化対策基金</u>	<u>土地改良施設等の利活用に係る集落共同活動を支援するため</u>	基金の額は、4,600万円とし、予算の定めるところにより、追加し
基金の名称	設置の目的	積立額																																			
(1)～(4) (略)																																					
(5) <u>下呂市ふるさと農林水産基金</u>	<u>農林水産振興、土地改良施設等利活用の支援及び農村社会の活性化を推進するため</u>	市長が定める額																																			
(6)～(14) (略)																																					
(15) (略)																																					
基金の名称	設置の目的	積立額																																			
(1)～(4) (略)																																					
(5) <u>下呂市農林水産基金</u>	<u>農林水産振興と農村社会の活性化を推進するため</u>	市長が定める額																																			
(6)～(14) (略)																																					
(15) <u>下呂市災害援護基金</u>	<u>下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年下呂市条例第83号）に規定する資金に充てるため</u>	市長が定める額																																			
(16) (略)																																					
(17) <u>下呂市ふるさと農村活性化対策基金</u>	<u>土地改良施設等の利活用に係る集落共同活動を支援するため</u>	基金の額は、4,600万円とし、予算の定めるところにより、追加し																																			

改正後			改正前		
					て積み 立てら れる。
<u>(16)～(20)</u> (略)			<u>(18)～(22)</u> (略)		
<u>(21)</u> 下 呂市災 害対策 基金	災害の予防、応急対 策、復旧、 <u>援護</u> 等の 財源に充てるため	市長が 定める 額	<u>(23)</u> 下 呂市災 害対策 基金	災害の予防、応急対 策、復旧等の財源に 充てるため	市長が 定める 額
<u>(22)～(25)</u> (略)			<u>(24)～(27)</u> (略)		
2 (略)			2 (略)		

附 則

この条例は、令和5年2月24日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

目的の類似する基金を統合することにより、基金をより効果的に活用するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

##### (1) 基金の統合

積立基金について以下のとおり統合します。

改正後	改正前
下呂市ふるさと農林水産基金	下呂市農林水産基金
	下呂市ふるさと農村活性化対策基金
下呂市災害対策基金	下呂市災害援護基金
	下呂市災害対策基金

(第3条関係)

(2) この条例は、令和5年2月24日から施行します。

(附則関係)